

横浜市南部地域療育センター

【施設目標】

1 人材の育成

- ・子どもたちの安全確保と所属間相互の負荷軽減を図るため、特に集団療育に当たる職員欠員時の対応については、即時の補充対応に並行し、緊急避難的に課間の応援を実施するなど、センター全体で利用者を支える体制を維持する。
- ・専門性の向上に向け、エビデンスに基づいた研修等を実施する。また、人材育成委員会では階層別研修や全体研修の企画を検討し実施。職員みんなで考え、自分の意見を伝え、認め合うことを目的に、職種間の相互の交流促進に繋げる。

2 すみやかなサービス提供への取組

- ・初期支援では、「相談ルームいろは 金沢文庫」での「ひろば事業」や心理職による個別相談を実施する等引き続き拡充に努める。
- ・地域子育て支援拠点や地域活動ホーム、地域ケアプラザ等関係機関との連携事業を拡充し、地域の中で子どもの発達について気軽に相談できる場を提供する。
- ・初診後のサポート態勢の一つとして、ワークショップ形式で、子どもへの基礎的な対応スキルを学ぶ「家庭療育セミナー」を開催し、保護者の不安解消を図る。
- ・初診時に言語未獲得と思われる2歳児等を対象として、「こぐまくらぶ」を実施するなど集団療育開始前の個別指導等に取り組む。

3 柔軟な療育システムの構築

- ・共働き家庭の増加等による併行通園ニーズの増加へ対応するため、集団療育のクラス編成の柔軟な運用を図るとともに、支援プログラムを適宜見直す。
- ・親子療育のあり方を見直し、より利用者ニーズの合わせた支援体系を検討する。

4 経営基盤の強化と施設の管理運営

- ・電子カルテ導入によりさらなる業務IT化を推進し、関連業務の効率化を図るとともに、個人情報管理・運用を見直し、万が一の事故発生時には、対応マニュアルによる迅速かつ適正な対応を行う旨、全職員に徹底する。
- ・収支予算、実績等の進捗状況管理のため、月次の結果を所内で共有し、課題等がある場合には原因と対応の検討を行う。
- ・節電対策、業務の効率化を図り時間外業務の削減を継続する。施設点検を継続し、計画に基づいた修繕、備品の更新を推進し、設備改修や大規模修繕等については、優先順位を付けながら計画的な執行を図る。

5 地域における公益的な取組

- ・地元地域との顔の見える関係づくりを進めるため、近隣施設とともに地元杉田5丁目の合同イベントへの参画や「保育士・幼稚園教諭研修」を継続実施する。
- ・地域支援の取組として、学校教職員を対象として行っていた公開療育について、新たに地域の障害児通所支援事業所を対象として拡大実施する。
- ・幼稚園や保育所の教職員向けに、療育の現場を直接目にしていただく機会として「キラッとオープンデー」を開催するなど、地元関係者と療育の知見とセンターの取組について広く共有する場を積極的に設けていくほか、実習生・ボランティア等の受け入れを継続実施する。

【事業計画】

1 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

- ・児童精神科、小児神経科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、補装具外来、摂食外来。
- ・初診 600～650 人、再診 2,500～3,000 人。

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

- ・医師による診断、治療、補装具の相談。
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練。
- ・心理士による発達検査、心理療法、評価等および療育プログラムなどの作成。
- ・早期療育科では保育士や児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面、発達面の支援、相談等を実施。

2 通園部門

一人ひとりの子どもに合わせた療育支援を行い、家庭での子育て支援や子どもたちが地域の中で健やかに育つように支援するため療育を行う。

また、地域支援として、併行通園クラスではクラス担任による巡回訪問を実施。学校教職員向けの公開療育は夏休み期間に実施し、12 月に障害児通所支援事業所を対象に実施する。

(1) R 8 年度利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	126	60

(2) クラス編成

①安全面を第一に考慮し、障害種別や年齢に拘らず柔軟にクラス編成を行う。親子通園は 6 クラス、単独併行通園（週 1 日）は 4 クラス及び単独週 5 日通園は各 4 クラスを設置。

対象児は 3 歳児～5 歳児。

②親子通園の希望者が多かったため、令和 7 年度の 5 クラスから 6 クラスとした。単独併行通園クラスは 4 クラスとするが、安全面を考慮し運動障害児 1 名を週 5 日クラスにて対応することとした。単独併行通園児には一律巡回訪問支援を実施する。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、個別療育面談、療育参観、家庭訪問、遠足、交流保育、お別れ会、卒園式、避難訓練等の実施。

3 地域支援部門

福祉相談室のソーシャルワーカーが中心となり、各職種と連携して、関係機関の役割と機能を尊重し、利用者への支援を行う。

(1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。

－新規申込み 600 件、延べ相談件数 5,000 件

(2) 巡回相談：保育所・幼稚園等から依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。

－年間延べ 150 回、延べ相談件数 1,500 件

(3) 各区療育相談：

各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。

－対応件数 磯子区 40 件、金沢区 40 件

(4) 地域支援：啓発講演会等への講師派遣、訓練会の支援を行う。

「こどもの発達支援セミナーキラッと」の運営。

- (5) 家族支援：－療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等の実施。
－子育て支援事業「ありんこ」、心理個別相談「てんとうむし」の運営。
－センター内での「保護者向け学習室」への参画、取りまとめの実施。
－学齢児向け支援の実施に向けて検討の実施。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（24校、延べ70件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：
各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業所「はらっぱ」
知的発達に遅れのない発達障害のある5歳児並びに保護者が対象。定員は2クラスで1日12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：
専門的・個別的な支援を実施し、園との連携を強化して安定した利用を目指す。
訪問支援員の育成も含めて支援対象ケースの拡充を検討する。
- (10) 障害児相談支援事業：
障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援、保育所等訪問支援の利用者190人を予定。
また、上記利用児が療育センター以外のサービスを利用する場合は、併せて障害児相談支援（利用計画等）を行う。
- (11) 特定相談支援事業：
療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4 一次支援事業所 相談ルーム「いろは 金沢文庫」

相談体制の強化及び、初診前・集団療育開始前の一次支援として初回面談、ひろば事業、心理個別相談を実施。

- (1) 初回面談は、申し込みから概ね2週間以内に実施。主に金沢区在住の保護者及び、ひろば事業の対象となる保護者を中心に実施。
- (2) ひろば事業は、初診前後の保護者の不安軽減を目的に、保護者の相談に対応し、遊びを中心とした親子交流の支援を行う。児童精神科初診前及び集団療育開始前の0～5歳児とその保護者が対象。又、センター内でのひろば事業を月4回程度の頻度で実施。
- (3) 心理個別相談は、ひろば事業と同じ対象で個別に心理士が相談を行う。一次支援事業所とセンターで実施し、年間で150名の利用を見込む。
- (4) 他関係機関（福祉保健センター・子育て支援拠点や地域活動ホーム、地域ケアプラザ等）と連携し、地域の中で子どもの発達について相談できる場の拡充を図り、療育センター申し込みの有無にかかわらず勉強会や事業協力にて支援を行う。

5 地域ニーズ対応事業等

- (1) 地域支援サービス強化事業「保育所等訪問支援事業の対象を拡充・地域支援者向けセミナーのシステム検討・各連携機関の希望に合わせた研修等の実施」（継続）
- (2) 地域ニーズ対応事業「学齢期に心理再評価を希望しているケースの待機解消」（継続）

(3) 家庭療育セミナーの開催

心理士・看護師が定期的に講義・ワークショップ方式で保護者等に基礎的な子どもへの対応スキルを学んでいただく「家庭療育セミナー」を年間2クール（1クール4講座）開催（継続）

6 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、情報開示請求への対応
- ・横浜市こども青少年局との連絡調整会議への参加及び実態調査への対応
- ・給食の提供（委託）、通園のバス送迎（委託）、施設開放の実施等
- ・外部監査人による監査への対応
- ・大規模修繕工事の実施

7 職員体制

- ・所長(医師)、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、栄養士、事務等の常勤・非常勤 計90人

8 社会貢献（地域における公益的な取組み）

- ・「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」の実施
- ・杉田5丁目合同イベント「すぎたからつな5（ゴー）」へ参加
- ・他機関職員（保育士・幼稚園教諭等）向け研修会の実施
- ・通園課で行う公開療育は、多職種の講義も含めたセンター全体の取組みとして実施
- ・施設見学受け入れ、地域への施設およびプール開放
- ・実習生受け入れ（社会福祉士、保育士、言語聴覚士、理学療法士、医学部学生等）
- ・ボランティア受け入れ（通園兄弟妹保育、保育補助、教材作成）